

『ボヴァリー夫人』と当時の女性の状況

小 山 美 沙 子

『ボヴァリー夫人』を「人間の生涯の伝記」⁽¹⁾とする見解は、今日も一般に支持されている見方の一つであるが、主人公の一連の人生闘争を「女性」というレベルで解釈することも又可能であるように思われる。事実フローベールは1852年の書簡で次のように言っている。

Tu parles des misères de la femme (...). Si mon livre est bon, il cha-touillera doucement mainte plaie féminine; plus d'une sourira en s'y reconnaissant.⁽²⁾

以下、エンマの人生闘争の性格を分析した上で、これと当時の女性の状況との相関性をみていきたい。

最初にこの小説の *chronologie* について述べると、細かい年代を正確に示すことは不可能だが、小説中の様々な手掛りを基に大まかな年代を読みとることは可能である。*chronologie* 作成の為の細かい手続きに関しては紙数の都合上省くが、結論だけ示せば、エンマは第一王政復古期頃から1820年頃までの間に生まれ、1820年代後半もしくは1830年代に修道院で学び、7月王政下に結婚生活を送ったと考えられる。

さて、エンマの人生闘争は、燃え上がった恋の女のそれという側面をもつ一方、自分は周囲の *bourgeois* より優れた価値ある人間に相応しい幸福を得るべきなのだという自己への幻想の力に導かれて現実超克を試み、挫折するというパターンの繰り返しでもある。これは極めて人間的な生の営みである。第一部第9章のうらびれたように寒々とした食事の場面⁽³⁾が、彼女の閉じ込められている夢も理想も生き甲斐も芽生えさせぬ不毛の日常生活という現実を見事に描き出している。この現実から脱出することを切望する彼女は、例えば彼女の姓になった Bovary という名が高名を博すことを望んだが、⁽⁴⁾これは夫の名声を通して自己の価値を上昇させようという打算が働いたからだ。シャルルは凡庸で野心を抱かぬ男ゆえに、期待は裏切られる。が、空虚な自己の生を救う道を断念した訳ではない。人生に幸福への転機をもたらすような *événement*⁽⁵⁾ の倒来をひたすら待ち侘びるのだ。しかしこれも当が外れる。ピアノ、刺繍、写生などもやってみた。こうした特技は彼女を周囲の人間達から区別してくれるはずのものだが、慰み程度の特技は夫を喜ばせることにし

か役立たない。行為の無益さを感じた彼女は結局止めてしまう。針仕事は彼女を苛立たせるばかりだ。苦悩の心的飽和はフラストレーションを誘発し、エンマは気紛れや強情、偏執といった代償行為で自己の欲求をごまかそうとする。第2部第5章で頻りに髪型を変えたり身分不相応の贅沢をする件がでてくるが、これも代償行為といえる。彼女は人生のこうした苦悩の原因を神や夫のせいにする。⁽⁶⁾この点で、エンマは自分の人生を自己の責任において引き受ける女性として描かれてはいないといえる。

さて、相変わらず空虚な彼女が抱く希望は、大志を抱いて世界に乗り出す自由と機会を与えられている男の子を産み育てることだ。《Cette idée d'avoir pour enfant un mâle était comme la revanche en espoir de toutes ses impuissances passées》⁽⁷⁾とは、女性である自己の無力さの埋め合わせを目論むエンマの意図を表すが、女の子が生まれることで又しても現状打破の手掛りを失う。

次に彼女が仄かな期待を寄せるのはレオンだ。彼と駆け落ちして「新しい運命」⁽⁸⁾を試みたいという思いに何度かかれる彼女は、レオンという他者を人生の変革の手段とみなすのである。この希望が失われると彼女は一層空虚になり、苦悩は一層深刻になる。

ところで話は前後するが、レオンがルーアンに発つ前、彼女は思い余って司祭の許へ足を運んだことがあった。信仰に没入することで自我滅却を図り、問題を回避しようとしたのである。⁽⁹⁾が、これも失敗に終わる。

彼女は又、イタリア語や歴史、哲学といった学問の領域にも手を伸ばすが、芸術の領域同様やはり長続きしなかった。⁽¹⁰⁾だがこれは、彼女の弱さのみが原因なのであろうか。

こうして例によって足踏み状態が続き、フラストレーションによるヒステリーの発作を起こしたりする。万策尽き絶望していた彼女の前に現れるのはロドルフだ。彼女が彼の巧みな誘惑に負けて愛欲に走った事実を、彼女の自堕落な性格と結びつけるだけでは不十分ではなからうか。これは偶然現れた唯一の安直な手段だったのだから。エンマはこれが自身を卑俗な現実から幸福の高みに運んでくれたように思って喜ぶ。のみならず、《Emma éprouvait une satisfaction de vengeance. N'avait-elle pas assez souffert! Mais elle triomphait maintenant.》⁽¹¹⁾が、それも束の間のことで、情夫との交情を後悔し、變足手術を契機に妻としてのあるべき姿に戻ろうとする。だがこれも、夫の成功による名声と富といった《quelque chose de plus solide que l'amour》⁽¹²⁾によりかかろうという他者依存の発想によるものだ。手術が失敗すると、彼女はもう一度ロドルフにすべてを賭ける。彼女は恋人に対して《une sorte d'attachement idiot》⁽¹³⁾を示すが、この事はエンマは他者と結合しその中で生きることで自己の空虚を満たすしか方法がないという事実を物語っている。従って自己をすっかり他者に譲り渡した後で他者がこれをいきなり放棄した場合、彼女はもはや路頭に迷うしかない。事実、ロドルフに捨てられた彼女は重い病気に罹るのだ。傷ついた彼女は、宗教に心の拠所を求める。とはいえ、今度は神の恩寵によって、自らを神に譲り渡すことで自己を高みに昇らせようとするのだ。が、この神秘主義も

救いとはなりえなかった。

さて、レオンの執拗な誘惑に負けて再度愛欲に走った彼女は、彼を徹底的に所有することで自己の空虚⁽¹⁴⁾を満たそうとするが、これも自己の現実超克の手掛りを他者の中に求めていることに変わりはない。だが、他者が期待通りに事を運んでくれるとは思えない。彼女は心の内で「頼りにしているものが忽ち蝕まれてしまうのはなぜかしら」⁽¹⁵⁾と思うのだ。又しても挫折した彼女は、最後に膨大な借金のせいで服毒自殺に追いやられる。

以上のような人生闘争のプロセスに見られる特徴は、まず現状打開の手段が、夫、événement, 子供、神、愛人というように多くが他律的であるということ、又それ以外のまともな学問芸術の分野に属する手段は、じっくり腰を据えて掛らぬうちに簡単に放棄されてしまっていること、現状打破の絶えざる不可能性の深刻さが、彼女をヒステリーの発作や代償行為、問題回避による欲求のごまかしに追いやっていることなどが挙げられる。こうしたボヴァリー夫人像は、実を言う、当時の女性が置かれていた状況に照応するのである。

例えば当時の女子教育の状況をみてみよう。当時、上・中流階級の女子は主に修道会に属する修道女が運営する教育舎や大革命後設立の始まった世俗婦人が運営する教育舎で（19世紀半ば過ぎまでは前者が主流で、後者は補完的役割を果たしていた）教育を受けた。エンマは裕福な独立自営農民の娘であったため、ブルジョワジーの娘たちと同じ教育を受けることができた。小説では、ウルスラ女子修道会で《une belle éducation》⁽¹⁶⁾を受けた為ダンスや地理や綴織ができ、ピアノが弾けるということになっている。だが、この「立派な教育」の内容が随分お粗末なものだったということは、彼女が受けた音楽の授業内容が示している。

A la classe de musique, dans les romances qu'elle chantait, il n'était question que de petits anges aux ailes d'or, de madones, de lagunes, de gondoliers, pacifiques compositions qui lui laissaient entrevoir, à travers la naïveté du style et les imprudences de la note, l'attirante fantasmagorie des réalités sentimentales.⁽¹⁷⁾

修道会にはそれぞれ constitution なるものがあり、それがその修道院の方針や気風を支配していた。エンマが学んだと思われるルーアンの Ursulines の constitution は1697年に作られたもので、そこには、《Elles [Les ursuline] formeront les mœurs des filles à la bienséance et honnêteté comme des plus sages et vertueuses chrétiennes qui vivent honorablement dans le siècle》⁽¹⁸⁾と書かれている。宗教教育に基いた行儀見習いの性格は、時代が下ってもさして変わりはしなかった。小説中にも《Elles [Les bonnes sœurs] lui avaient, en effet, tant prodigué les offices, les retraites, les neuvaines et les sermons, si bien prêché le respect que l'on doit aux saints et aux

martyrs, et donné tant de bons conseils pour la modestie du corps et le salut de son âme)⁽¹⁹⁾とあるが、そうした教育の一端を示すものだ。

修道女による教育舎も世俗婦人によるそれも、教育内容はいずれも未来の礼節ある有能な主婦を養成することに重点が置かれ、献身と従属の性としての役割を全うさせようとすることはあっても、独立した個として生きることを促すわけではなかった。従って、知育や才芸もそうした目的に適う程度の水準で充分だとみなされていた為疎かにされがちだった。よって、エンマの他律性や学芸の分野に自己を賭ける事の極度の困難さは、教育の実情からすれば当然の事といえる。

一方、男子中等教育は、高等教育機関への進学準備及び将来公職あるいは自由業に就くべき有能な社会人の養成を目差していた。従って授業科目は古典語、現代語、文学、哲学、数学、物理、化学など豊富であり、女子教育に比べてずっと水準も高く、宗教教育はあっても重視されていた訳ではない。又、国公立の男子中等教育機関は総じて専門教授に恵まれており、バカロレア、学士号あるいは教授資格取得者が教鞭をとっていた。⁽²⁰⁾

ところが中等的な女子教育に携わる修道女達は、修道会の発行する服従証 (lettre d'obédience) を県に提出するだけでよく、laïqueな学校の教師についても、能力証を義務づけたただけであった。そもそも女性は、高等教育は勿論バカロレアも受けられず、教職を志す女性が取得しうる最高の免許状は初等教育上級免状でしかなかった。

この現状に対して、国はほとんど改革を実現していない。事実19世紀前半のフランスの教育制度は、1808年に Université 組織令が出されて以来、まず中・高等教育が整備され、次に復古王政及び7月王政下にかけて初等教育や agrégation などの制度が整っていくが、これは殆ど男子教育の充実を目差したものだ。女子は高等教育は勿論、コレッジからも締め出されていた。又、女子は初等教育でも遅れをとる。1819年6月の通達と1820年4月の勅令で、各コミューンが一つの初等学校をもつという規定が女子に適用されるが実効性に乏しく、1832年総児童数 1939000 人中 1203000 人が男子だったという。⁽²¹⁾ 1836年に勅令が1833年のギゾー法を女子にも適用することを決めるが、肝腎な各コミューンが一つの初等学校を維持する義務と各県が1校の女子師範学校をもつ義務は無視されてしまう。ちなみに、男子初等教育師範学校は、1810年に最初の1校、1833年には47校が存在、1828年から37年にかけて71校が創られた (1837年には74校を数える) のに対し、女子の場合は1838年に最初の1校ができ、1868年になってもまだ11校という有様だった。⁽²²⁾ しかも女子師範の場合は純粋な教員養成校ではなく、ほとんどが修道女養成を目差す女子修道会に委託されたものだ。

1808年に再建、22年廃止、26年に復活した高等師範学校が、コレッジ (王立及びコミューン立) の教師を養成した。1842年には、王立コレッジの教授や administrateurs の半数近くが normaliens だったという。⁽²³⁾ 先に少し触れた事と合わせて考えてみても、女子の中等的な教育機関の教師達とのレベル差は歴然としている。

このような女子教育の貧困⁽²⁴⁾は、当時の女性達の生きる道及びその能力の可能性を大いに狭め、彼女達を専ら伝統的な女性性の中に閉じ込めておく役割を担ったことは事実である。

さて、エンマは新しい運命を試みようとする時、自ら欺瞞に満ちた結婚生活を清算して新しい人生を歩もうとするのではない。レオンとの逃亡を夢見、ロドルフとの駆落ちという非合法の手段で脱出を企てるのだ。このことは当時の法的状況を反映している。1804年から10年にかけてナポレオン法典が制定されフランス国内を支配する法的秩序が整備された。このうち1804年制定の民法典第229条に始まる第6章は離婚に関する規定にあてられていたが、1814年の憲章によりカトリックが国教となり離婚禁止の思想が強まり、1816年5月8日法によって離婚は禁止されてしまう。離婚制度が復活するには、1884年7月27日法を待たねばならない。

又、法律上別居は容易ではなかった。その理由として、別居原因として法的に認められているものが著しく限定されていること（すなわち、姦通、受刑、重大なる暴行、虐待、侮辱—art. 229—232, 306）⁽²⁵⁾、別居訴訟手続きの繁雑なこと（art. 253—274, etc.）、夫婦の協議による別居は認められていなかったこと（art. 307）が挙げられる。従って、小説の場合のようにいくらエンマが夫から逃れたいと思っても、夫がその務めを果たしている以上別居は不可能なのである。

ところで、愚かしい小市民たちの住む退屈な田舎にうんざりしていたエンマは、第二部で夫の決定に従ってヨンヴィルへ転居するが、ここもトストと変わりなく、彼女を失望させる。彼女は都会に憧れるが、確かに都会の方が彼女の男性的野心を多少なりとも満たすチャンスに巡り合う確率が高いことも事実だ。だが民法108条や214条などは、妻の同居追従の義務を規定しているから、合法的手段で夫と生活を別にするのはやはり極めて難しくなる訳だ。尚、「夫の居住決定に対し妻が裁判所に対して救済を申し立てることは一般に認められなかった」⁽²⁶⁾こうした法的事情が、妻の生きる場と生き方を一層限定することになったのである。尤も、妻の同居追従の義務は、同時に夫も法的制約を受けることを意味している。が、例えば姦通した妻は禁固刑に処せられる（Code pénal, art. 337）が、夫はその情婦を共同の住居に入れた場合のみ刑を受け、しかも罰金刑に留まる（Code pénal, art. 339）から、夫には抜け道が残されていると言える。

エンマが女の子を望まない理由のひとつに《les dépendances de la loi》⁽²⁷⁾に女性が縛られている事を挙げているが、これは正に民法上の事実と一致する。民法213条には、《Le mari doit protection à sa femme, la femme obéissance à son mari》とある。これは妻が夫に服従・依存する地位にあるという民法上の大原則を明記したもので、これの具体的表現が妻の同居追従の義務であり、数々の妻の無能力や不当な能力制限の規定（art. 215, 217, 776, 905, 934, 1029, 1124, 1426, 1427, etc.）であり、その他夫権や父権の優越を定めた規定（art. 148, 269, 373, 374, 391, 1421, 1428, 1549, etc.）である。

独身女性がほぼ男性と同じ民法上の権能をもつ（勿論不平等な点もある）のに対し, *femme mariée* は独立した個人として認められていなかったのである。例えば217条は、いかなる夫婦財産契約を結んでいても、妻は自分の財産すら自分の意志で自由に処分することができないことを意味している。又1124条は契約締結の無能力者として、未成年や禁治産者と並べて既婚婦人を挙げている。小説中エンマは、商人ルーラーの巧みな助言に乗せられて夫から委任状（*procuration*）を得、「事務を管理し、一斉の借り入れを行ない、一斉の手形に署名と裏書きをし、一斉の金額を支払う」⁽²⁸⁾ことを任されるが、このことは通常夫のみが財産の管理権を握り、法行為能力をもっているという事実に対応している。

さてエンマの挫折は、自殺に追いやられる程の莫大な借金の返済を迫られたことで決定的なものになるが、ここにも法律が絡んでいる。ボヴァリー夫妻の破滅を導く第一歩は、エンマの病気に付け込んだ悪徳商人ルーラーの駆引に乗せられたシャルルがその水増請求を受け入れ、千フランの借金を申し込む辺りから始まる。この場合、共有財産債務の夫婦折半を規定した民法1482条と、夫が自ら負った共有財産債務の半分を妻に求償できることを定めた1484条により、妻も半分責任を負わねばならないことになる。更に、先見の明のない夫が妻に与えた例の委任状はルーラーと彼女との直接契約を可能にし、商人はエンマの浪費癖を煽り、手の込んだやり方で彼女をはめ込み、裁判所から彼女に対して24時間以内に8千フランの支払いを命じる通達を出させるに至るのである。民法1420条は、夫の代理人としてなした借金は共有財産の債務となり（ということは妻も半分負わねばならないということである）、妻自身は訴追を免れることを定めているが、先の委任状には受任者の支払い義務が明記されており、従って民法1991条の受任者の任務遂行の規定により、エンマに支払い請求がなされてもやむをえない。又、彼女は債務不履行という違法行為をしたのであるから、これは合法的な受任者の行為を逸脱するものであり、裁判所に訴えられたのである。このように妻は法的にあれほど無能力な立場に置かれていながら、いざ債務履行となると男性と同等の義務が課せられるのだ。これは妻の行為を一市民の行為として尊重するというよりは、むしろ債権者の利益携護のためであることは明らかである。以上のような法律上の事情は、人妻エンマの運命と重大な関わりをもっているといえる。

さて、シャルルが夢想する娘ベルトの将来は、初等学校を経て寄宿学校に入り、ピアノなどの技芸を身につけ、刺繍や家事に励み、実直な男と結婚することである。⁽²⁹⁾これこそは、当時の女性に望まれていた唯一の生き方であった。女性は自己自身に属さず、常に妻及び母として他者に奉仕するべきだという昔ながらの社会通念が支配していたのである。例えばレミュザ夫人（*Mme de Rémusat*）は女性を「*épouse et mère d'un citoyen*」⁽³⁰⁾と考え、1824年発表の著書 *Essai sur l'Education des Femmes* で、「*L'homme doit être formé pour les institutions de son pays; la femme pour l'homme tel qu'il est devenu*」⁽³¹⁾と言っているし、1848年にプルードン（*Proudhon*）は *Le Peuple* の中で、女性の活動領域は「*la vie intérieure, celle du sentiment et de la tranquillité du*

foyer domestique)⁽³²⁾だと公言する。このような社会通念は、先にみた女子教育の内容にも表われている訳だが、当然女性の生き方を著しく限定することになる。このことは例えば社会における女性の職種がひどく限られているという事実にも現れている。レオン・アバンスール (Léon Abensour) は、女性達の男性依存は経済的自立の不可能性に起因すると指摘している⁽³³⁾が、事実当時のブルジョワジーの娘達に可能な職といえば、お店や工場で働くのでなければ修道女か教師（その多くは身分も収入も不安定な個人教授や pension の sous-maîtresse）になるしかなかった。紙数の都合上詳しいデータを挙げて言及することは控えるが、小説中に出てくる女性の職種を調べてみると、やはり著しく限られているのがわかる。尤も、社会通念上、先に述べたベルトの未来像にあるような生き方がごく普通であって、職に就くというのは経済的事情というやむをえない場合にのみ限られ、従って自立と生き甲斐を求めて職を探すという事はありえなかった。だから、そうした自立的生き方がエンマの意識にのぼらないとしても少しも不自然ではない。

ところで、*«Dieu a créé la femelle, et l'homme a fait la femme; elle est le résultat de la civilisation(...).»*⁽³⁴⁾と考えるフローベールが第2部の前半を終えたとき、*«J'ai déjà deux cent soixante pages et qui ne contiennent que des préparations d'action(...). Un coup dure une minute et a été souhaité pendant des mois!»*⁽³⁵⁾と言うのも当然である。ここでいう *«des préparations d'action»* とは、ロドルフとの情事以前の部分である。修道院でのいい加減な教育や人妻を縛りつける法律の暗黙の存在、度重なる現実超克の望みと挫折——こうしたものがエンマを出口なしの絶望的状況へ追いやるのである。そこへたまたまロドルフという一縷の希望が訪れるのだ。正に破滅への一歩を踏み出すエンマは準備されたと言える。

これまでみてきたように、ナポレオン法典によって男性間の権利の平等は概ね保証され、⁽³⁶⁾男子教育制度は整っていき、ブルジョワジーの男性達は社会で力を発揮するかあるいは力を蓄えようとしていた。一方、女性達は相変わらず昔ながらの教育と社会通念に阻まれ、他者への従属と献身のみを宿命の如く強いられ、時代の流れの中で取り残されていくのである。従って、人間エンマの挫折が女性ゆえに一層深刻な様相を帯びることになったとしても、少しも不自然ではないといえる。

注

- (1) Albert THIBAUDET, *Gustave Flaubert*, Gallimard, 1935, pp.94—95参照。
- (2) A. L. Colet, 1^{er} sept. 1852, *Corresp.* III, Conard, 1927, p.11.
- (3) *Madame Bovary*, Garnier, 1971, p.67参照。
- (4) *Ibid.*, p.63参照。

- (5) *Ibid.*, p.64.
- (6) *Ibid.*, p.69, p.111. 参照。
- (7) *Ibid.*, p.91. 〈ses〉はエンマをさす。
- (8) *Ibid.*, p.112. 参照。
- (9) *Ibid.*, p.113 参照。
- (10) *Ibid.*, p.128 参照。
- (11) *Ibid.*, p.167.
- (12) *Ibid.*, p.179.
- (13) *Ibid.*, p.196.
- (14) エンマによる自己の空虚さの認識は、〈Ce qu'il y a de plus lamentable, n'est-ce pas, c'est de traîner, comme moi, une existence inutile?〉(*Ibid.*, p.239) という彼女自身の言葉に表われている。
- (15) *Ibid.*, p.289. 参照。
- (16) *Ibid.*, p.19.
- (17) *Ibid.*, p.39. “elle” 〈lui〉はエンマをさす。
- (18) Cité par Françoise MAYEUR, *L'Education des Filles en France au XIX^e siècle*, Hachette, 1979, p.15.
- (19) *Madame Bovary*, pp.40—41. 〈lui〉はエンマ。
- (20) 私立の中等教育機関の教育内容は、7月王政下では国公立のそれと大差はなくなってきたが、教授陣についてはやはり王立コレージュに劣った。
- (21) Antoine PROST, *Histoire de l'enseignement en France 1800—1967*, Hachette, 1968, p.108. 参照。
- (22) *Ibid.*, p.137, p.139. 参照。
- (23) *Ibid.*, p.72 参照。
- (24) 尤も、男子教育にも種々の問題があったが、女子教育に比べたらはるかにましであったという事実は認めねばならない。
- (25) 紙数の都合で引用を省いたが、条文はすべて *Les six codes*, Limoges, Paris, 1831による。尚 〈art.〉は, article(s) の略。
- (26) 江川英文, 『フランス民法の百五十年』(上巻), 有斐閣, 昭和32年, p.183.
- (27) *Madame Bovary*, p.91.
- (28) *Ibid.*, p.260 参照。尚, ボヴァリー夫妻が採用している財産制度の名は小説中に出てこないが, 最も一般的な共有制と考えるのが妥当であろう。
- (29) *Madame Bovary*, pp.200—201 参照。
- (30) Cité par Georges COGNIOT, *La question scolaire en 1848 et la loi Falloux*, Hier et Aujourd'hui, 1948, p.138.

- (31) Cité par Maurice CRUBELLIER, *L'enfance et la jeunesse dans la société française 1800—1950*, 1979, Armand Colin, p.274.
- (32) Edith THOMAS, *Les Femmes en 1848*, Presses Universitaires de France, 1948, p.61.
- (33) *Le Féminisme sous le règne de Louis-Philippe et en 1848*, Plon, 1913, p.62参照。
- (34) A L. Colet, 27 mars 1853, *Corresp.* III, p.138.
- (35) A la même, 25—26 juin 1853, *Ibid.*, pp.247—248.
- (36) 尤も、政治的諸権利については大いに不平等があった。しかし、女性には参政権が全く認められていなかったのである。

(D. 在学中)